

## 農業集落排水取付管設置における設置基準

- 1 道路埋設深について  
道路占用条件による  
参考値（前橋市道）

路線種	埋 設 深 さ
車道部	1.0m 以上
歩道部	0.6m 以上

※本内容は参考値のため道路管理者に確認すること。

- 2 取付管について

取付管は硬質塩化ビニル管（ゴム輪受け口）φ100ミリを原則とする。

管頂より120度以内（左右に60度以内）に削孔し、勾配を1%以上とする。

平面位置は、本管の直角方向かつ直線的に布設する。

取付管の先端は自在継ぎ手とし、民地内に50センチ以上1メートル以内に設置する。

施工時に地下水や土砂を流入させないこと。

支管の接合は孔口周辺や支管のつば内側を洗浄し、接着剤により圧着する。

支管を装着後、焼きなまし番線#10で十分に締め付け圧着しなければならない。

管防護のため管頂10センチまでは山砂を投入、充分転圧し、埋め戻すこと。

道路部分の埋め戻しは全量切込砕石40-0とし、舗装下（路盤を含む）1メートルについては、路床部として20センチ以内で締め固める。

舗装復旧については道路管理者と協議し、施工する。

隣接した箇所に削孔する場合100センチ以上の離隔をとるものとする。

なお、上記の基準が確保できない場合は、監督員と協議すること。

※別紙取付工標準図参照。

- 3 道路復旧について

道路復旧については原則として仮復旧を行ってから6か月以上の期間をおいて本復旧を行うものとする。（ただし本復旧までが自費工事の工期とする。）本復旧の幅については掘削幅+左右それぞれ30cm以上とする。

※別紙取付工標準図参照。

なお、国県道については各道路管理者と協議のうえ決定する。

- 4 土留工について

原則として掘削深が1.0mを超える場合には土留工あるいは5分程度の法勾配をつけて掘削を行うこと。土留工の種類については下記を参考に設置すること。

土留種別	軽量鋼矢板	建込簡易土留
掘削深	$H < 3.0m$	$3.0m \leq H$

5 かし担保債務について

本自費工事のかし担保債務は2年間とする。

この設置基準は、令和8年4月1日より運用する。